

# 西都市



# おやこ18+ビ

～これから始まる18年の道しるべ～

2026年版

## <目次>

母子保健  
のこと

1

子育て助成  
のこと

5

子育ての  
サポート

10

子育てに  
悩んだら

12

西都市内の  
保育施設

13

放課後  
児童クラブ

15

こどもの誕生はみんなの喜びであり、  
明るく健やかに育つことが地域の願いです。

西都市子ども家庭課

〒881-8501 西都市聖陵町2-1

# 母子保健のこと

## ●母子健康手帳交付及び相談

※予約は不要ですが、事前にお問い合わせ下さい。

【受付】毎週火曜日 13:00～13:30

【場所】西都市保健センター

※都合が悪い場合や体調が悪い場合は交付日以外でも受付可能です。

お問い合わせ先:こども家庭課子育て支援係(☎35-3666)

## ●妊婦健診(妊婦健康診査 14 回分無料)

※母子健康手帳交付時に説明します。

母体と胎児の健康確保を図るため、医療機関に委託し妊婦健診を行います。

※助成券は、住民票のある市町村から交付されたものを必ずご利用ください。

※里帰り出産の場合、県外でも使用することができます。

ただし、事前にこども家庭課への届け出が必要です。

※令和7年度から、多胎妊婦の経済的負担軽減のため、医療機関に委託し、多胎妊婦健診を行っています。

## ●助産師ケア ※母子健康手帳交付時に説明します。

妊娠から育児に関することまで、妊産婦さん自身の心と体のケアや相談に応じ、不安の軽減につながる支援を行います。妊娠期には、希望者へプレパマママクラスを実施し、父親への支援を行います。

宮崎県助産師会に所属する助産所・院で助産師ケアを3回受けることができます。

1回に3,000円まで自己負担なしです。

【対象】妊婦・出産後2年以内の方

【内容】妊娠、出産及び育児に関する相談(面談)、骨盤及び乳房ケア  
沐浴指導、ベビーマッサージ、プレパママクラス

## ●産婦健康診査 ※母子健康手帳交付時に説明します。

産後うつ予防のため、医療機関に委託し、産婦健康診査(産後2週間健診・1か月健診)を行います。必要に応じて、医療機関と連携し訪問等を行い、不安を和らげるために必要な支援を行います。

※助成券は、住民票のある市町村から交付されたものを必ずご利用ください。

※里帰り出産の場合、県外でも使用することができます。

ただし、事前にこども家庭課への届け出が必要です。

## ●新生児訪問

家庭訪問で、母子の健康状態を確認し、発育状況・育児状況を把握し、必要に応じてアドバイスやサポートを提供します。

※事前にお母さんへ連絡し、日程を決めてからお伺いします。

【対象】生後 0 か月～2 か月くらいまでの赤ちゃんとお母さん

【内容】助産師・保健師による赤ちゃんの体重測定、おっぱいケア  
子育て相談・予防接種等の制度の説明

## ●新生児聴覚検査

聴覚障がい早期発見を目的に医療機関に委託し、産後すぐの入院中に新生児聴覚検査を行います。

## ●産後ケア

産後 12 か月までの産婦であって、産後ケア事業が必要な方を対象に心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。1 回 500 円で 5 回まで利用できます。

【実施方法】 デイケア型、訪問型

【実施内容】 ・お母さんのからだやこころのケア・授乳相談

・乳房ケア・赤ちゃんのお世話に関する相談

・赤ちゃんの発育・発達等の相談等

※ご利用の際はこども家庭課(☎35-3666)までお問い合わせください。

## ●離乳食相談

離乳食の始まる 5 か月頃、こども家庭課よりお電話をさせていただきます。希望される方は保健師・助産師・栄養士との面談をすることができます。

## ●乳幼児健診・幼児歯科健診

内容	乳児一般健診			1 歳 6 か月児健診	3 歳児健診
	3～4 か月	6～8 か月	9～11 か月	1 歳 6 か月	3 歳 6 か月
市役所からの案内	なし	なし	なし	あり	あり
	各自で予約	各自で予約	各自で予約	個人通知	個人通知
場所	県内の医療機関			保健センター	

※1歳6か月児健診および3歳児健診では、歯科健診・フッ化物塗布を行います。

## ● 育ちのひろば（発達相談等）

お子さんの発育や発達についての不安を抱える保護者の気持ちに寄り添い、子育て支援を行います。必要に応じて、関係機関と連携し支援を行います。  
※要予約/こども家庭課までお問い合わせください。

【対象】1歳6か月～6歳未満のお子さん(定員があります)

◀発達相談▶公認心理師、言語聴覚士が個別に相談をお受けします。

(言葉が遅い・落ち着きがない・お友達と上手にかかわれないなど)

	日 程	時間	場所
令和 7 年	5/28, 6/25, 7/23, 8/27 9/24, 10/22, 11/26, 12/24	9:30 ~ 11:30	保健センター
令和 8 年	1/28, 2/25, 3/25		

※詳しくはこども家庭課子育て支援係(☎35-3666)までお問い合わせください。

## ● 5歳児相談

日頃のお子さんの様子や子育てについて心配事を伺い、必要な支援について一緒に考えます。

※要予約/子育て支援係(☎35-3666)までお問い合わせください。

【対象】年中児とその保護者(7月ごろに案内を送付します)

【内容】保護者による発達確認票の確認と公認心理士、言語聴覚士

	日 程	時間	場所
令和 7 年	5/28, 6/25, 7/23, 8/27 9/24, 10/22, 11/26, 12/24	9:30 ~ 11:30	保健センター
令和 8 年	1/28, 2/25, 3/25		

※詳しくはこども家庭課子育て支援係(☎35-3666)までお問い合わせください。

## ● 幼児歯科健診・フッ化物塗布 ※受診券を個別通知します。

歯科健診・フッ化物塗布(希望者)を行うことで、幼児期のむし歯を減らすとともに歯の健康への意識を高めます。

【対象】2歳から3歳2か月の幼児

【場所】指定医療機関(医療機関に直接予約)

【内容】歯科健診、食生活習慣指導、フッ化物塗布

## ● フッ化物洗口

フッ化物洗口を行うことで、むし歯を減らすとともに歯の健康への意識も高めます。

【対象】保育所・園・認定こども園に通う 4・5 歳児  
市内小・中学校に通う児童・生徒

## ●健康栄養相談

妊娠・出産に関する相談や、お子様の発育やことばの発達、栄養相談などの子育て中の不安や悩みについて、訪問・電話・面接を行い、不安の軽減につながるように支援します。

## ●保育園・保育所・認定こども園巡回訪問（保健・教育）

子どものこころとからだの健やかな成長を支援するため、市内の保育園等を訪問し、子どもひとりひとりに合った関わり方や支援の方法について保育園等と一緒に考えます。

【対象】保育園・保育所・認定こども園に通う幼児

## ●不妊治療助成

・一般不妊治療費等助成金交付事業

一般不妊治療又は不妊検査を受けている方の経済的な負担の軽減を図るため、費用の一部を助成します。

【不妊検査】 上限 3 万円      【一般不妊治療】 上限 10 万円

・生殖補助医療費等助成金交付事業

体外受精又は顕微授精による不妊治療（生殖補助医療）及び保険診療による生殖補助医療と併せて行う先進医療に要する費用の一部を助成します。

【生殖補助医療】 上限 10 万円      【先進医療】 上限 10 万円

※県が行う不妊治療費支援事業に上乗せして助成するもの。

※詳しくはこども家庭課子育て支援係(☎35-3666)までお問い合わせください。

## ●妊婦のための支援給付（出産・子育て応援給付）

- ① 妊婦給付認定後 … 5 万円
- ② 妊娠している子どもの人数 … 胎児の数×5 万円

※妊娠期の面談（妊娠届出時、妊娠 8 か月頃）と出産後の面談を通じて必要なサービスや相談支援につなぎ、切れ目ない支援を行います。

※詳しくはこども家庭課子育て支援係(☎35-3666)までお問い合わせください。

## ●未熟児養育医療給付

未熟児は出生後速やかに適切な処置を講ずることが必要なため、未熟児に対し必要な医療の給付を行います。

# 子育て助成のこと

## ●児童手当

高校生年代までのお子さんを育てている方に支給されます。

支給月：偶数月(年6回)それぞれ前月分まで支給

支給日：11日(支給日が土日・祝日の場合は直前の金融機関営業日)

支給月額：3歳未満

第1子・第2子…15,000円 第3子以降…30,000円

支給月額：3歳～高校生年代

第1子・第2子…10,000円 第3子以降…30,000円

※所得制限はありません。

※「第3子以降」とは、受給者(親等)が生活費等を経済的に負担している大学生年代(22歳到達後最初の年度末までの児童)から数えて3番目以降の子をいいます。

※高校生年代とは18歳到達後最初の年度末までの児童のことをいいます。

※詳しくはこども家庭課子育て支援係(☎32-1021)にお問い合わせください。

## ●こども医療費助成

市内に住んでいて、医療保険に加入している高校生年代までのお子さんは医療費の助成を受けることができます。

お子さんが通学のため市外に住所を有する場合は、保護者が市に住所を有していれば対象となります。

### 【対象者・自己負担】

対象者	ひと月の自己負担額
高校生年代までの子ども	自己負担なし

※保険診療分のみ助成になります。(保険対象外のものは全額自己負担)

### 【助成の方法】

医療機関の窓口で、「西都市こども医療費受給資格証」(黄色の資格証)と健康保険証等を提示してください。

※詳しくはこども家庭課子育て支援係(☎32-1021)にお問い合わせください。

## ●子育て世代移住促進住宅取得助成金交付

子育て世代(40歳未満または中学生以下の子ども養育し同居している方)の転入者が、市内に住宅を新築あるいは購入する場合、最大200万円の助成金を支給します。

## ●任意予防接種助成

流行性耳下腺炎・三種混合・季節性インフルエンザの接種費用の一部を助成します。

## ●高等学校等に在学し選考委員会で決定した者への奨学資金

高等学校等 10,000円/月 高等専門学校・専修学校 15,000円/月  
大学校等 20,000～30,000円/月(入学一時金240,000円以内)  
奨学資金返済時に市内に居住し、一定の要件を満たす場合に返済額の2分の1を上限として補助金を交付します。

## ●総合学力調査料補助

年1回1教科あたり410円全額補助します。  
(小1～6年2教科、中学1・2年生5教科)

## ●実用英語技能検定料補助

原則、中学1年生は5級以上、中学2年生は4級以上、中学3年生は3級以上の検定料を年1回全額補助します。

## ●就学援助制度

児童を西都市の小・中学校へ就学させるにあたり、経済的な理由でお困りの世帯に対して、学用品費などの費用の一部を援助しています。

援助を希望される方は、小・中学校の事務室または西都市教育委員会で申請手続きを行ってください。

### 【受けられる援助】

学用品費 ・通学用品費 ・修学旅行費 など

## ●児童扶養手当

18歳(18歳になる年度の末日)までの児童を養育している母子家庭の母、父子家庭の父、または母や父に代わってその児童を養育している方(養育者)などに支給します。

ただし、児童に一定以上の障害がある場合は、20歳になるまで手当が受けられません。

※公的年金を受給している方で年金月額が児童扶養手当の月額よりも低い方は差額を受け取ることができる場合がありますのでご相談ください。

区分	月額	児童加算額 (第2子以降1人につき)
全部支給	46,690円	11,030円
一部支給	46,680円~11,010円	11,020円~5,520円加算

(令和7年4月現在)

※所得に応じて、手当月額が決定します。

※手当月額は、物価等により年度ごとに見直します。

※所得や世帯の状況に応じて手当を受けられない場合があります。

※詳しくはこども家庭課子育て支援係(☎32-1021)にお問い合わせください。

## ●ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の18歳になる年度の末日までの児童とその母または父は医療費の助成を受けることができます。

対象者	助成内容
児童 … 18歳になる年度の末日まで	入院・入院外ともに、 受診者ごとに月額 1,000円 ※保険診療分のみ ※保険外・入院時の食事・予防接種・健診の代金などは対象外
母または父…児童が18歳になる年度の末日まで ※18歳到達後も進学などで児童を保険の扶養に入れている場合は児童の20歳の誕生日前日まで	

※所得に応じて助成を受けられない場合があります。

※詳しくはこども家庭課子育て支援係(☎32-1021)にお問い合わせください。

## ●ひとり親家庭自立支援給付金

自立のために職業訓練に取り組むひとり親の方に給付金を支給します。西都市にお住いの母子家庭の母、父子家庭の父でそれぞれの給付金の要件を満たす方が対象です。

※詳しくはこども家庭課子育て支援係(☎32-1021)にお問い合わせください。

### 《自立支援教育訓練給付金》

職業能力開発のための対象講座を受講した場合、講座修了後に受講料の一部を支給します。

#### ◎対象講座

雇用保険法に基づく教育訓練給付金の指定教育訓練講座

#### ◎支給額

- ・受講に要した費用の 6 割相当額
- ・雇用保険の「専門実践教育訓練給付」の対象となる講座を受講される方で、修了後 1 年以内に資格を取得し、就職等した場合には受講に要した費用の 8.5 割相当額 ※受講される講座ごとに支給上限があります。

★12,000 円以下は対象外です。

★講座を受講する前に申請が必要です。支給を受けるにはさまざまな条件がありますので、申請前にまずはこども家庭課子育て支援係(☎32-1021)にご相談ください。

### 《高等職業訓練促進給付金》

対象の資格を取得するため、養成機関で 6 か月以上のカリキュラムを修業する場合に生活費の一部を支給します。

#### ◎対象資格

- ・看護師 ・介護福祉士 ・保育士 ・理学療法士 ・作業療法士 ・准看護師
- ・歯科衛生士 ・美容師 ・社会福祉士 ・製菓衛生師 ・調理師 など

#### ◎支給額

市民税非課税世帯 月額 100,000 円(最後の 12 か月は月額 140,000 円)

市民税課税世帯 月額 70,500 円(最後の 12 か月は月額 110,500 円)

※原則上限 4 年

※夏休み等を除き、月の初日から末日まで養成機関に出席しなかった月は給付金が支給されません。

★支給を受けるには様々な条件がありますので、支給を希望する年度の前年度 10 月 30 日までにこども家庭課子育て支援係(☎32-1021)にご相談ください。

## ●宮崎県母子父子寡婦福祉資金貸付金(低利または無金利)

母子、父子家庭、寡婦の生活の安定と向上のために必要な資金の貸付を受け付けています。

### 《修学資金》

高等学校・大学・高等専門学校などに修学させるための授業料、書籍代等に必要経費。

### 《就学支度資金》

児童が就学するために必要な経費(教科書代・制服代など)

※他にも事業開始資金、生活資金、住宅資金などの貸付があります。

※貸付を受けるにはさまざまな条件があります。

※申請から決定までには期間を要しますのでお早めにご相談ください。

※詳しくはこども家庭課子育て支援係(☎32-1021)にお問い合わせください。

## ●遺児福祉手当

父母、父もしくは母またはこれらに準ずる方が死亡した子どもを現に養育する方に支給されます。

### ◎支給額

遺児一人につき月額 3,000 円【9 月(4～9 月分)及び 3 月(10～3 月分)の 2 回に分けて支給します。】

※所得に応じて支給されない場合があります。詳しくはこども家庭課子育て支援係(☎32-1021)までお問い合わせください。

# 子育てサポート

## ●延長保育

保育施設では保護者のニーズに対応するため、通常の保育時間以外にも、早朝・夜間の保育をしています。

詳しくは各施設にお問い合わせください。

〈実施施設〉

- ・白梅保育園 ・稚児ヶ池保育園 ・西都乳児保育園 ・穂北保育園
- ・札の元保育園 ・あいいく幼稚園 ・大きな家族こども園 ・こどもの家
- ・光照こども園 ・あさひ幼稚園 ・岩崎保育園 ・西都カトリック幼稚園
- ・妻保育園 ・きよみず保育園 ・都於郡保育所 ・三財保育所
- ・ひかり保育園(保育短時間認定のみ)
- ・西都ふたば幼稚園(1号認定または保育短時間認定のみ)

## ●一時預かり保育

保護者の病気や短時間の勤務などのほか、少し息抜きをしたい時など、一時的にお子さんをお預かりして保育します。施設に入園していないお子さんも利用できます。

詳しくは各施設にお問い合わせください。

〈実施施設〉

- ・ひかり保育園 ・白梅保育園 ・西都乳児保育園 ・穂北保育園
- ・大きな家族こども園 ・こどもの家 ・光照こども園 ・あさひ幼稚園
- ・岩崎保育園 ・西都カトリック幼稚園 ・妻保育園 ・きよみず保育園

## ●休日保育

保護者の就労などによる、日曜・祝祭日の保育ニーズに対応するため、休日に保育をしています。ただし、保育施設を利用しているお子さんに限ります。

詳しくは各施設にお問い合わせください。

〈実施施設〉

- ・白梅保育園 ・西都乳児保育園 ・きよみず保育園 ・妻保育園

## ●障がい児保育

保育施設では、集団生活の可能な障がい児の保育に取り組んでいます。

詳しくは各施設にお問い合わせください。

## ●病児保育

保護者の就労により、家庭での保育が難しい病児を、看護師・保育士がいる施設内で一時的にお預かりして保育します。

詳しくは各施設にお問い合わせください。

実施施設・光照こども園 ・ぬくもり(☎090-4586-1163)

## ●保育所園庭開放

家庭で保育をしている保護者とお子さんを保育施設に招き、入所児童との交流を行っています。詳しくは各施設にお問い合わせください。

## ●こども誰でも通園制度

生後6か月～満3歳未満の子どもで、保護者の就労の有無にかかわらず、月10時間を上限に、時間単位で保育所等を柔軟に利用できる制度です。

令和8年度より開始します。

詳しくはこども家庭課保育係にお問い合わせください。(☎43-0376)

## ●地域子育て支援センター

地域の子育て支援の拠点として、子育ての不安や心配ごとに関する相談支援や、親子一緒に遊びながら子ども同士・親同士が交流を深める場の提供をしています。

子育てサークルへの支援なども行っています。1時間単位での一時保育(有料)も行っています。

<実施施設>

地域子育て支援センターつばさ館(こどもの家内) ☎43-1049

地域子育て支援センターがらむ(光照こども園内) ☎43-1340

## ●児童館

子どもの健全育成を図るため、子育てボランティアや地域の方々の協力を得ながら、児童が参加できる様々な活動を行っています。地域の子どもたちとその保護者などが安心して生き生きと活動できるための施設となっています。

<実施施設> 西都市児童館 ☎43-6117

## ●ファミリー・サポート・センター ※事前登録が必要です。

子育て家庭の保護者が急な仕事や外出のとき、生後6か月から12歳までの子どもを、送迎などのサポートをしてくれる援助会員さんに預けることができます。(有償ボランティア活動です。)

援助会員・利用会員ともに登録が必要になります。

詳しくはこども家庭課保育係(☎43-0376)までお問い合わせください。

# 子育てに悩んだら…

## ●こども家庭センター

0歳から18歳までの全ての子どもとその家庭や妊婦を対象に、専門職の相談員が相談に応じ、関係機関と連携を図りながら実情に応じた支援を行います。

日時:月～金曜日(祝祭日、年末年始を除く)8:30～17:15

場所:こども家庭課内 (☎35-3666)

## ●西都市青少年育成センター 電話相談

学校や家庭に関わる悩みの相談をお受けします。

日時:毎週火・水・木の10:00～16:00

場所:社会教育課内 (☎43-1616)

## ●西都市障害者(児)基幹相談支援センター

西都市圏域の障害のある方やその家族のための総合相談支援機関です。

年齢や障害種別、障害の診断の有無は問いません。

日時:月～金曜日(祝祭日、年末年始を除く)8:30～17:15

場所:西都市妻町2丁目53番地 (☎32-0114)

## ●幼児相談室(療育相談)

保育所(園)や3歳児健診・就学時健康診断等を通じて、言語発達や発育が気になるお子さんの保護者からの相談を受け、家庭相談員が定期的に1時間程度の言語指導等を行っています。

日時:毎週火・水・木曜日(祝祭日、年末年始を除く)9:00～16:00

場所:妻北小学校内 総合棟1階 (☎42-4469)

# 西都市保育施設のご紹介

就学前のお子さんをお預かりする施設です。入園申し込みについては各施設またはこども家庭課保育係(☎43-0376)にご相談ください。

なお、入園を希望される方は、施設利用にあたり市の「認定」を受けることが必要となります。(認定と入園の申し込みは同時にできます)

## ★公立保育所★

施設名	定員	電話番号
都於郡保育所	60	44-5124
三財保育所	45	44-5114

## ★法人立保育園★

施設名	定員	電話番号
白梅保育園	30	43-0007
西都乳児保育園	20	42-1022
穂北保育園	20	43-3152

## ★認定こども園★

施設名	定員	電話番号
あいいく幼稚園	95	43-1163
西都ふたば幼稚園	85	42-4953
大きな家族こども園	60	43-3151
こどもの家	85	43-1049
光照こども園	60	43-1340
あさひ幼稚園	70	43-4889
岩崎保育園	60	44-5032
西都カトリック幼稚園	90	43-0437
妻保育園	65	43-3150
きよみず保育園	75	43-0741
稚児ヶ池保育園	60	42-2098
ひかり保育園	40	43-4244

## ★小規模保育事業所 A 型★

施設名	定員	電話番号
札の元保育園	12	45-1352

※各施設について詳しく知りたい方は、各施設にお問い合わせいただくかホームページをご覧ください。

## Q:何歳から預かってもらえますか？

A:施設で異なりますが、早いところで生後2か月から就学前までのお子さんをお預かりします。

## Q:入園するための条件はありますか？

A:保育認定(満3歳以上は2号、満3歳未満は3号)を受けて入園するためには、保護者が働いていたり、病気、出産、介護などでお子さんを保育できないことが条件です。詳しい条件等はこども家庭課保育係(☎43-0376)にお問い合わせください。

教育認定(1号認定。いわゆる幼稚園)であれば、満3歳以上のお子さんは誰でも入園できます。

## Q:認定内容の違いを教えてください。

A:年齢と入園の条件によって、下記のような違いがあります。

認定区分		年齢	利用できる時間	入園条件	利用施設
教育認定	1号認定	満3歳以上	4時間	なし	認定こども園
保育認定	2号認定	満3歳以上	8時間～11時間	就労、病気、出産、看護など	保育所(園)
	3号認定	3歳未満			認定こども園

## Q:保育料はいくらですか？

A:保育料は、保護者の市民税の課税状況などによる階層区分に応じて決定され、毎年9月に見直しをしています。世帯によって異なりますので、具体的な金額が知りたい場合は、本人確認ができる書類(マイナンバーカードや運転免許証など)をお持ちの上、こども家庭課にお越しください。

1号認定と2号認定(4月1日時点)、市民税非課税世帯の3号認定のお子さんの保育料は無償です。また、令和5年4月から世帯の中で第2子以降のお子さんについても保育料が無償となりました。(副食費については、別途料金がかかります)

また、ひとり親世帯の市民税の課税額によって、保育料が減免となる場合があります。詳しくはこども家庭課保育係(☎43-0376)へお問い合わせください。

# 放課後児童クラブのご紹介

就労などにより、放課後や春・夏・冬休みに保護者が家庭にいない小学生をお預かりしています。指導員と一緒に遊んだり、宿題をしたりして過ごします。詳しくは各施設にお問い合わせください。

## 【市内児童クラブ一覧】

地区	クラブ名	電話番号
妻	こどもの家児童クラブ (こどもの家)	43-1049
妻	稚児ヶ池児童クラブ (稚児ヶ池保育園)	42-2098
妻	きよみずの森学童クラブ (きよみず保育園)	43-0741
妻	白梅学童クラブ (白梅保育園)	43-0007
妻	児童クラブあいいく (あいいく幼稚園)	43-1163
妻	妻児童クラブ (妻保育園)	43-3150
妻	西都カトリック幼稚園児童クラブ (西都カトリック幼稚園)	43-0437
妻	にじいろキッズ (大きな家族こども園)	43-3151
妻	西都市児童館どんぐりっ子クラブ (西都市児童館)	43-6117
妻	あさひキッズサンガ (あさひ幼稚園)	43-4889
穂北	穂北児童クラブ (公立民営 穂北小学校敷地内)	080-5428-1962
穂北	石井記念ひかり保育園 (ひかり保育園)	43-4244
三納	児童クラブ札の元 (札の元保育園)	45-1352
三財	岩崎保育園げんきっこ児童クラブ (岩崎保育園)	44-5032
三財	三財児童クラブ (公立 三財保育所内)	080-6947-6744
都於郡	都於郡児童クラブ (公立民営 都於郡小学校横)	080-5428-1981